

議案第12号

都市計画道路白岡宮代線の高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線上における橋桁架設工事に関する変更基本協定の締結について
次のとおり変更基本協定を締結することについて議決を求める。

- 1 協 定 名 都市計画道路白岡宮代線の高速自動車国道東北縦貫
自動車道弘前線上における橋桁架設工事に関する基本
協定
- 2 工事委託場所 白岡市千駄野地内
- 3 協 定 期 限 令和5年12月28日
- 4 変更協定期限 令和6年8月30日
- 5 変更協定金額 851,213,000円
(211,926,000円増)
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 77,383,000円)
- 6 協定の相手方 埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目11-20
東日本高速道路株式会社関東支社
支社長 千田 洋一

令和5年2月16日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

都市計画道路白岡宮代線の高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線上における橋桁架設工事に関する変更基本協定を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものである。

位置図



1 工事委託の変更理由

本工事は、東日本高速道路株式会社関東支社と令和3年4月30日に基本協定を締結し、令和5年秋の橋桁架設を目指し工事の進捗を図っております。

この架設工事に当たり、市、東日本高速道路株式会社関東支社及び施工業者であるJFEエンジニアリング株式会社と設計内容や施工方法について詳細な協議を重ね、その結果として期間の延長及び増額が必要となったものです。

2 期間延長の理由

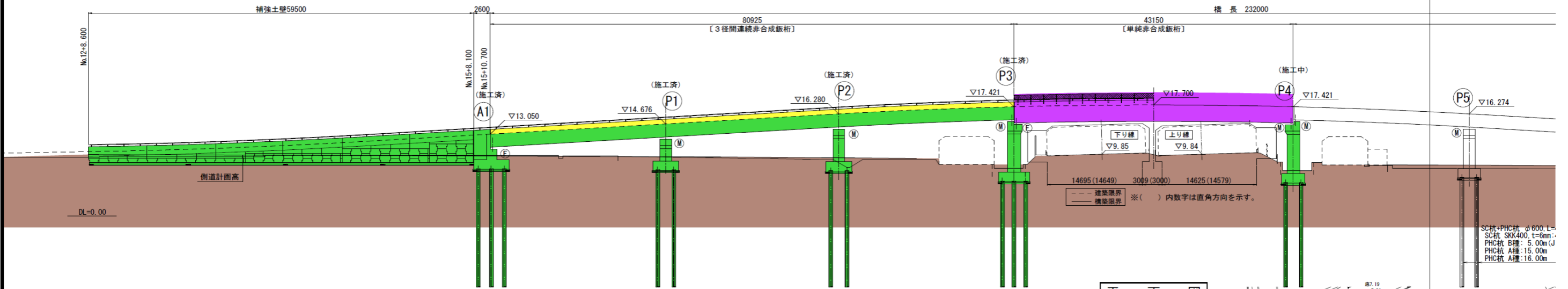
令和5年秋の架設を予定し、その後、令和6年3月末にコンクリートの打設などの工事を終える予定となったため、当初の基本協定書の期限内で完了することが難しく、また、精算などの事務手続きに時間を要することから、協定の期限を令和6年8月30日までとするものです。

3 増額の理由

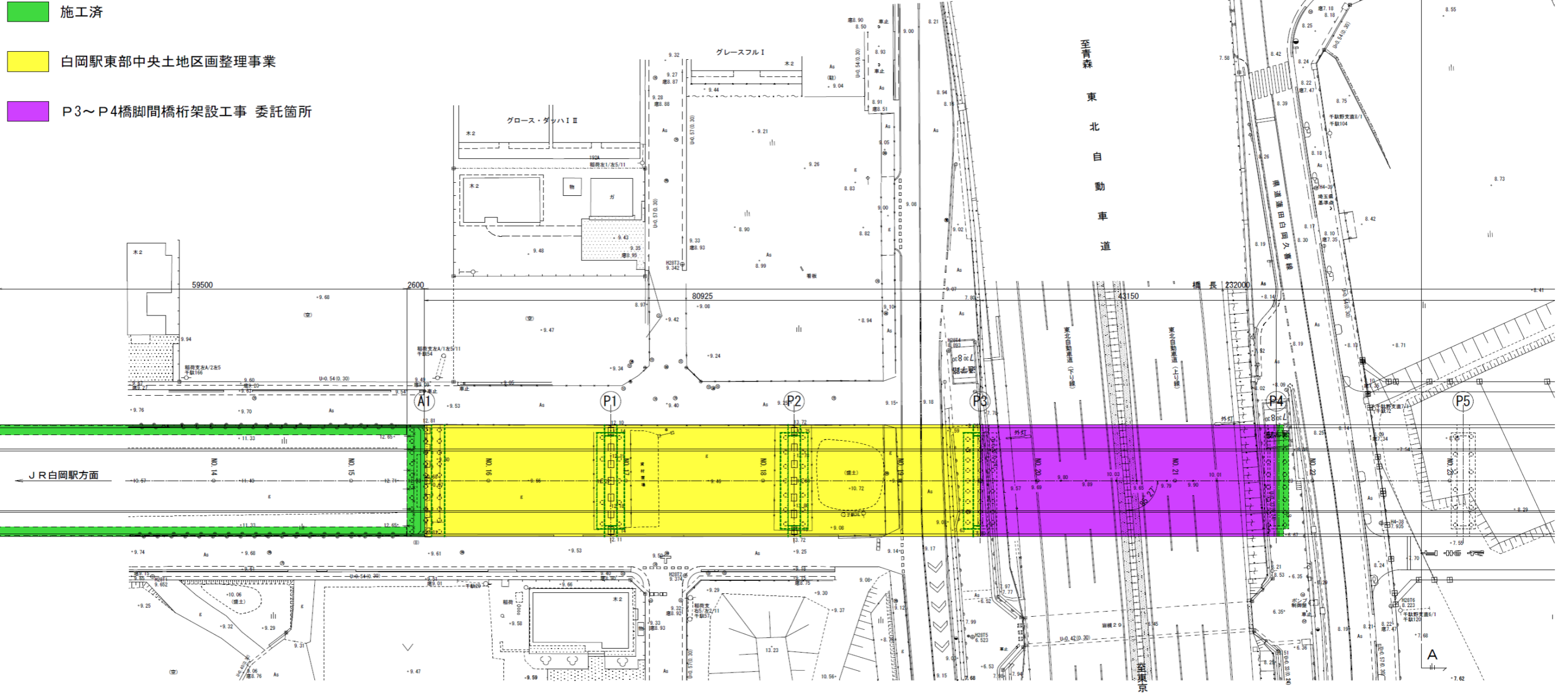
- (1) 資材の物価高騰によるもの。
- (2) 労働基準監督署の指導により、架設重量の見直しが必要になったことによる、大型クレーンの機種の変更が生じたことによるもの。
- (3) 大型クレーンの重量が増えたことにより、地盤改良の強度の増加及びアームが長くなったことによる範囲の増加によるもの。
- (4) 今後のメンテナンスを考え、鉄製の点検通路から繊維強化プラスチック（FRP）製点検通路へ変更したことによるもの。
- (5) 高速道路の通行止めに伴う費用の他に、車線を規制する必要性が生じたことに伴う規制費の追加によるもの。
- (6) 事務費の増額によるもの。

全体一般図

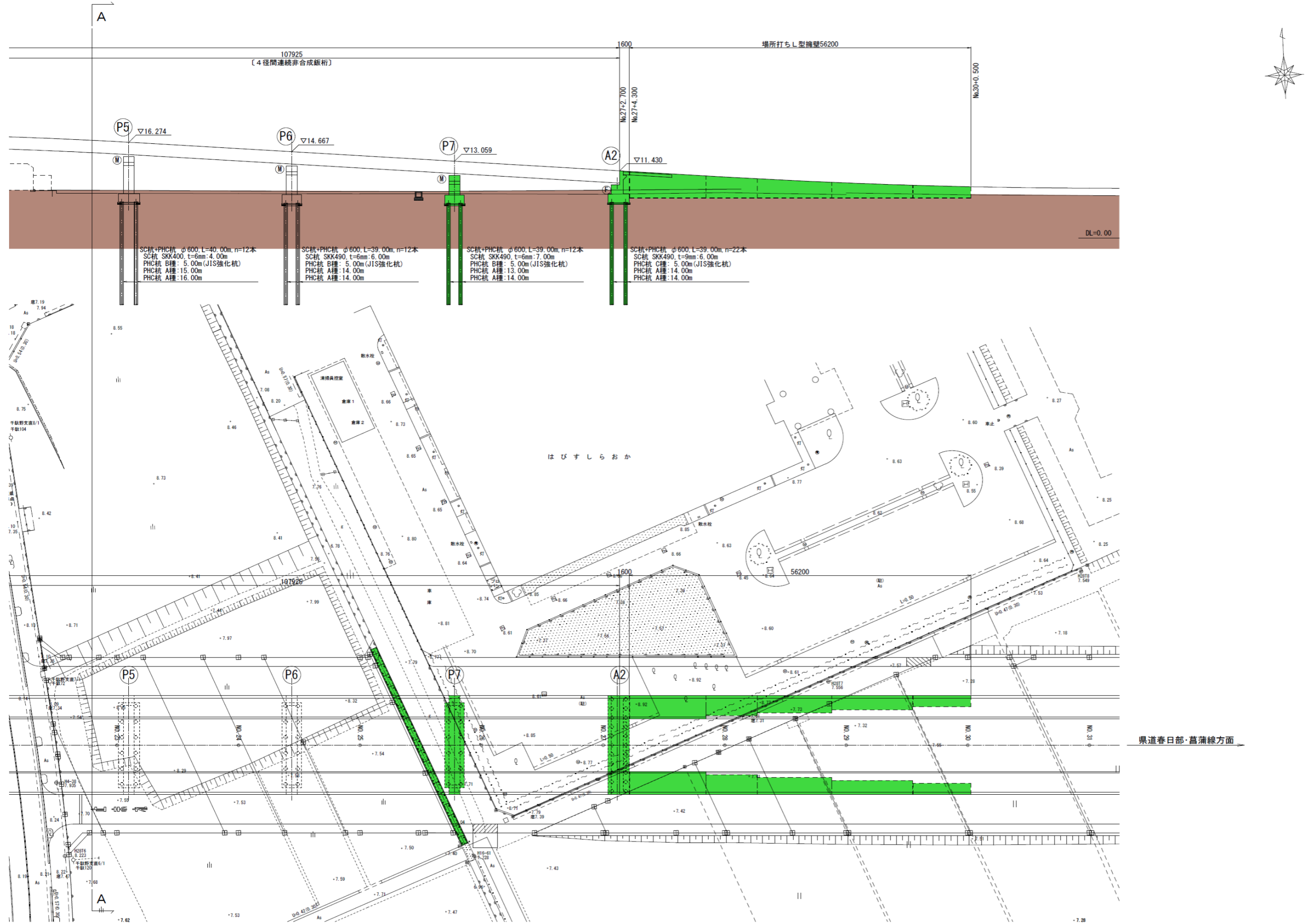
側面図



平面図

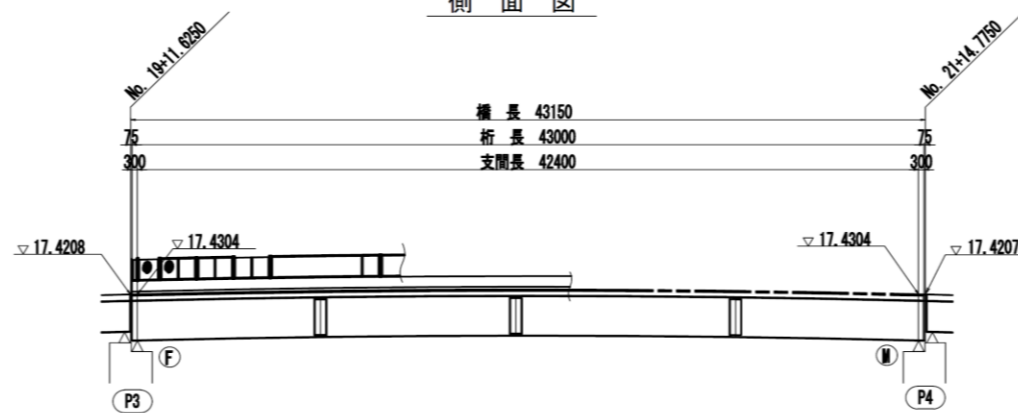


- 施工済
- 白岡駅東部中央土地区画整理事業
- P3~P4橋脚間橋桁架設工事 委託箇所

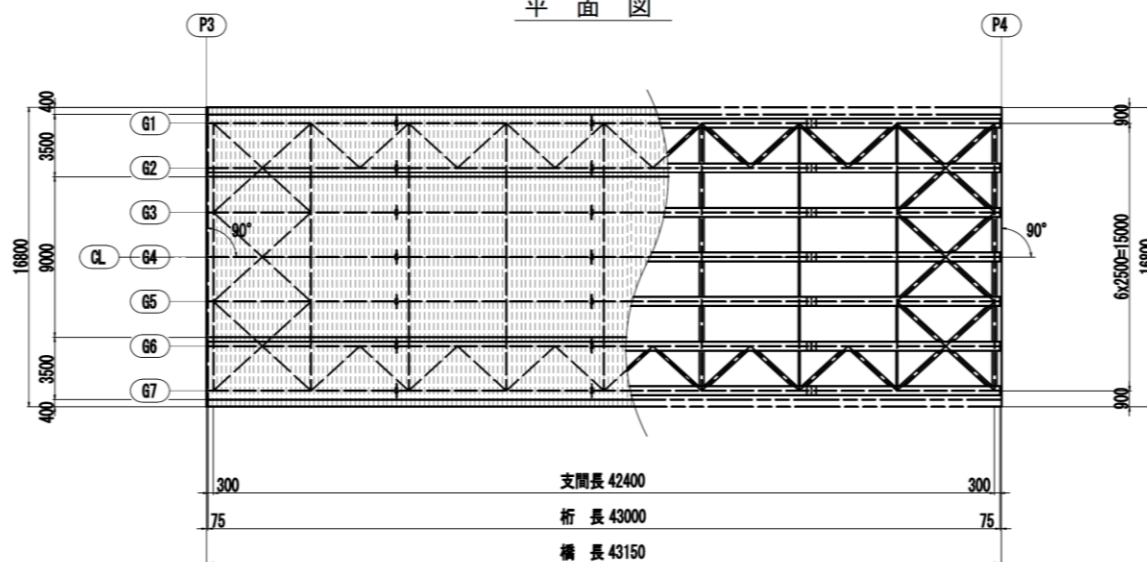


上部工構造一般図 S = 1/200

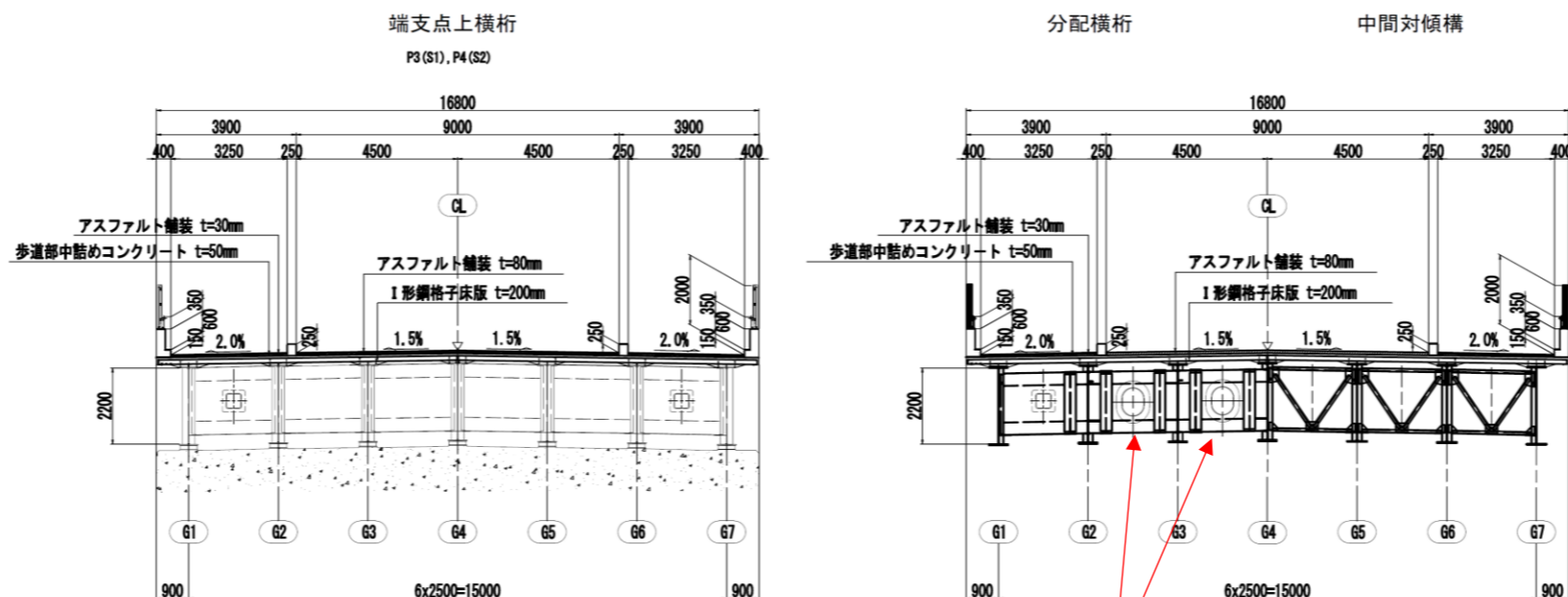
側面図



平面図



断面図 S = 1/100



設計条件		
形式	単純非合成桁橋	
設計荷重	B活荷重	
橋長	43.150m	
桁長	43.000m	
支間長	42.400m	
幅員	幅員	歩道部 3.500m、車道部 9.000m
	全幅	16.800m
平面線形	R = ∞	
縦断勾配	i = 6.0% ~ i = 6.0%	
横断勾配	歩道部 2.0%, 車道部 1.5%	
斜角	P3, P4 : 90°	
設計水平度	kh=0.30	
舗装	アスファルト舗装 歩道部 : t=30mm、車道部 : t=80mm	
床版	I形鋼格子床版 t=200mm	
主要鋼材	SM400, SM490Y, TCB M22 (SST) メッキ橋	
適用図書	道路橋示方書・同解説 (平成24年3月) 日本道路協会	
	鋼道路橋設計便覧 (昭和55年8月) 日本道路協会	

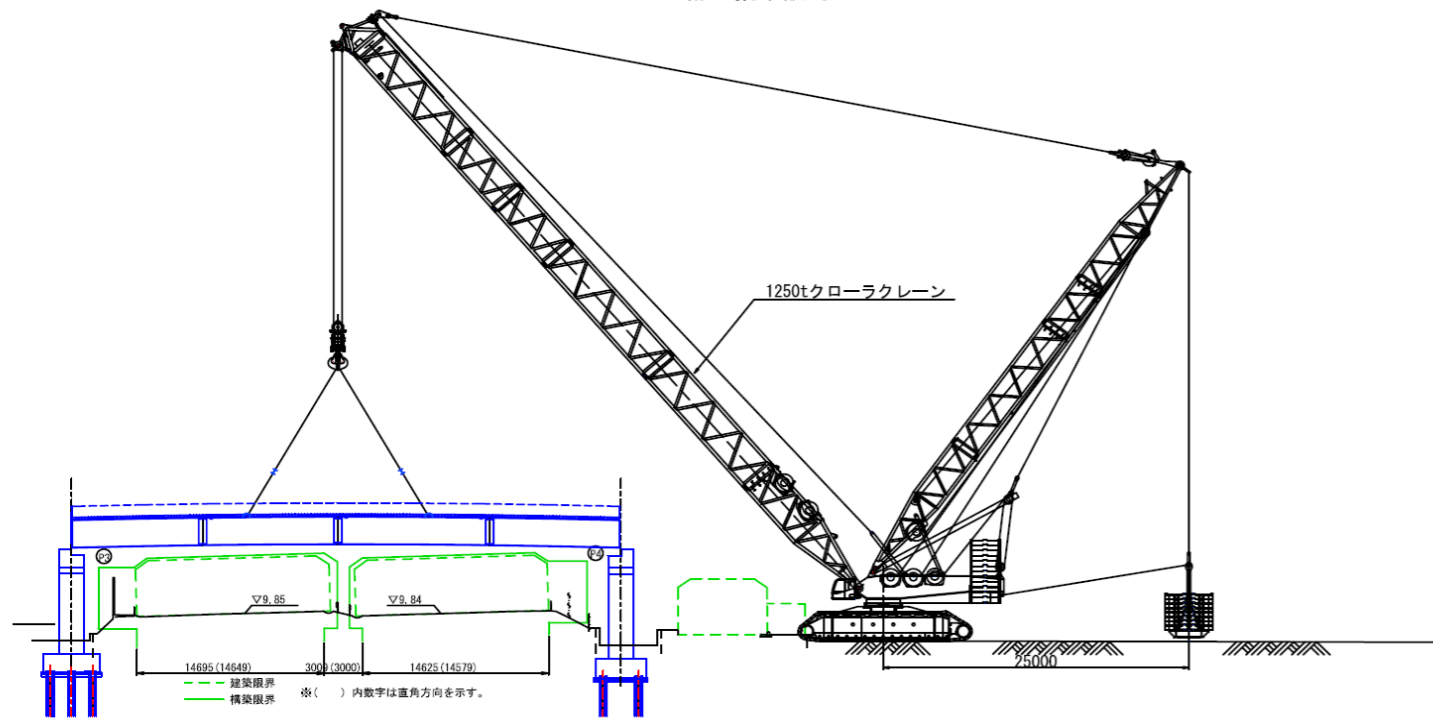
本協定の施工範囲は、鋼桁製作から桁架設、床版及び高欄の築造までとなります。
アスファルト舗装や歩道部中詰めコンクリートなどは別途工事となります。

年度	
路線名	
工事場所	
工事名	
図面名	上部工構造一般図
縮尺	図示
設計月日	
市長	
副市長	
部長	
課長	
主任	
主査	
主任	
設計	
図番	

白岡市道路課

(大ブロック一括架設)

当初計画
側面図
桁一括架設時



変更計画
側面図
桁一括架設時

